

特別養護老人ホームカリヨンの郷「新千秋」運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人カリヨン福祉会が設置する特別養護老人ホームカリヨンの郷「新千秋」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等(以下「従業者」という。)が、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定地域密着型介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(本体施設) 名 称 特別養護老人ホームカリヨンの郷

所在地 愛知県海部郡蟹江町大字今字伊勢苗代1番地1

(サテライト型居住施設) 名 称 特別養護老人ホームカリヨンの郷「新千秋」

所在地 愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西34番地

※ サテライト型居住施設とは、当該施設を設置しようとする者により設備される当該施設以外の指定介護老人福祉施設であって、当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人施設をいう。以下同じ。

(利用定員)

第4条 施設は、その利用定員を29名とする。(ユニット型個室29名)

2 ユニット数は3ユニットで、ユニットごとの入居定員は、樺ユニット10名、檜ユニット9名、桜ユニット10名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第2章 人 員

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(施設長)1名

管理者(施設長)は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。なお、サテライト型居住施設

設にあっては、本体施設と兼務できるものとする。

(2) 医師1名

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。なお、サテライト型居住施設の医師について

は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、

これを置かないことができる。

(3) 生活相談員1名以上(常勤換算)

生活相談員の職務は、入退居における面接手続き事務等及び利用者の処遇に関する事、並びに苦情や相談等に関する事とする。

(4) 介護及び看護職員は次のとおりとし、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上とする。

① 介護職員13名以上(常勤換算)

② 看護職員1名以上(常勤換算)

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。

(5) 管理栄養士1名以上(常勤換算)

管理栄養士及び栄養士の職務は、食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等及び調理員を指導して給食業務を行う。なお、サテライト型居住施設にあっては、本体施設と兼務できる。

(6) 機能訓練指導員 1名以上 (常勤換算)

機能訓練指導員の職務は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能訓練に関すること、及び介護職員への指導などとする。なお、サテライト型居住施設にあっては、本体施設と兼務できる。

(7) 介護支援専門員 1名以上 (常勤換算)

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、及び施設サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、並びに他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

第3章 設 備

(設備及び備品等)

第6条 利用者の居室は全室個室とする。居室には、ベッド・枕元灯・ナースコール等を備品として備える。

2 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とする。

3 利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。なお、サテライト居住施設については、医務室を必要とせず、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

4 浴室は、居室のある階ごとに設けるとともに、利用者が使用し易いよう個別浴槽の他に、要介護者のための特殊浴槽を設ける。

5 洗面設備及び便所は必要に応じて各階各所に設ける。

6 職員室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

7 調理室には、冷蔵庫、配膳車など必要な備品を備える。

8 その他の設備として、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・面談室・宿直室・エレベーターなどを設ける。

第4章 運 営

(内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第9条 施設の利用可能な日は毎日とし、休日は設けない。

(入居)

第10条 施設は、蟹江町に在住する者で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合や、その他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、利用申込者の入居に際して、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退居)

第11条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

- 3 施設は、利用者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 施設は、次の場合は関係機関に連絡し退居処置を講ずるとともに、関係者に連絡するものとする。
 - (1) 利用者からの退居申し出があったとき。
 - (2) 利用者が無断で退居し、7日以上帰居しないとき。
 - (3) 利用者が病院等に入院3ヶ月以上経過したとき、及び3ヶ月以上の期間入院が見込まれるとき。
 - (4) 利用者が死亡したとき。
- 5 施設は、利用者が第34条各号に違反し、その後の指導に従わないときは関係機関と協議し、その承諾を得て退居させることができる。
(入退居記録の記載)

第12条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種別及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。
(介護の基準)

- 第13条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
 - 3 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上に必要な事項について理解し易いように説明を行なう。
 - 4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。
(介護サービス計画)

- 第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現にかかえる問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議のうえ、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - 4 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し同意を得なければならない。
 - 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
(介護内容)

- 第15条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行なう。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行なう。
 - 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行なう。
 - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。

- 5 施設は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 7 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第16条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第17条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むうえで必要な機能の改善又は維持のための機能訓練

を行う。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第18条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院が明らか

に見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、

やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者又はその家族に対し、

その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、

申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には

行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第21条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護

報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、

指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額

を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第22条 施設は、前条の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

(1) 居住費は一日当たり2,066円を徴収する。

(2) 食費は一日当たり1,445円を徴収する。内訳は朝食320円、昼食735円、夕食390円とする。

(3) おやつ代は一日当たり100円を徴収する。

(4) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用は、実費を徴収する。

(5) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用は、実費を徴収する。

2 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費を徴収する。

3 施設は、第1項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

4 施設は、前各項に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

(協力医療機関等)

第23条 施設は、入院等治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第24条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるように努める。

3 施設は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、従業者に周知徹底を図る。

(秘密の保持)

第25条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、その旨を雇用契約内容に明記する等必要な措置を講じる。

3 施設は居宅介護支援事業者等関係機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第26条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力することとし、市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに応じ必要な改善の報告を行う。

3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、愛知県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、愛知県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善の報告を行う。

(事故発生時の対応)

第27条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに必要な措置を講じる。

2 事故発生防止のための委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的に職員研修を実施する。

(緊急時等の対応)

第28条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関及び各関係機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第29条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置についてあらかじめ対策をたて、利用者及び従業者に周知徹底を図るため定期的に避難及び訓練などを実施する。

(記録の整備)

第30条 施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(掲示)

第31条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(勤務体制)

第32条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう職員の勤務体制を定める。

(職員の研修)

第33条 施設は、職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設ける。

(禁止行為)

第34条 利用者は施設において次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩・口論・泥酔などで他の利用者等に迷惑・危害を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(損害賠償)

第35条 利用者は、故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し現状に回復する責を負わなければならない。

2 損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

(地域との連携)

第36条 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を深めることとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第37条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第38条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第39条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について生活相談員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他)

第40条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。